

【参考法令等】

○認証評価に関するもの

□学校教育法第109条（自己点検・評価及び認証評価制度）

- 2 大学は、前項の措置（自己点検・評価）に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他・・・（略）
- 3 専門職大学院を置く大学にあっては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教育組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、・・・（略）
- 4 前2項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前2項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に従って行うものとする。
- 5 第2項及び第3項（専門職大学院の認証評価）においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況（第2項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第3項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。）次項及び第7項において同じ。）が大学評価基準にて適合しているか否かの認定を行うものとする。
- 6 大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において「適合認定」という。）を受けよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。
- 7 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかったときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。

□令和元年7月学校教育法等の一部を改正する法律等の施行について（令和元文科高第228号通知）

留意事項

- (一) 第109条第5項「大学評価基準にて適合しているか否かの認定を行うものとする」とは、認証評価の結果において、「大学評価基準に適合している」又は「大学評価基準に適合していない」と明示することであり、例えば、一定の期間内に大学評価基準を満たすことが期待できるとして「大学評価基準に適合しているか否かの認定を保留する」というように、当該認定を明らかにしないことは想定されないこと。
認証評価機関においては、教育研究等の状況に関する事実関係の確認に時間を要する等の理由により、一定の期間内に当該認定を行えない場合においても、可能な限り速やかに当該認定を行うよう努めること。
- (二) 今般の改正は、大学等における教育研究活動の改善及び向上を促す制度的な担保を設けることにより、大学等におけるこれまで同様の自主的・自律的な改善の実効性を一層担保し、教育研究水準の保証及び向上を確実に図るとするものであること。
そのため、認証評価機関においては、大学等の認証評価を行う際に、当該大学等がこれまでに受審した認証評価の結果において「大学評価基準に適合していない」ことの事由となった事項及び改善が必要と指摘された事項等について、改善の内容及び現状等について確認するとともに、確認した結果を認証評価の結果として明らかにするよう努めること。
- (三) 今般の改正において、大学等の教育研究等の状況が大学評価基準にて適合しているか否かの認定を認定評価機関に対して義務付けることなどを措置することに伴い、認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されることがより求められるものであること。
その際、認証評価機関においては、認証評価を行う委員等の選定や当該委員等を辞した後の状況について、大学等との間の利益相反の疑惑を招き、認証評価の信頼性を損なうことがないよう十分留意し、適切

な運用を行うこと。

□学校教育法施行令第40条（認証評価の期間）

法第109条第2項（・・・略・・・）の政令で定める期間は7年以内、法第109条第3項の政令で定める期間は5年以内とする。

□学校教育法第110条（認証評価機関）

- 1 認証評価機関になろうとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、申請により、文部科学大臣の認証を受けることができる。
- 2 文部科学大臣は、前項の規定による認証の申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認証をするものとする。
 - (1) 大学評価基準及び評価方法を的確に行うに足りるものであること。
 - (2) 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。
 - (3) 第4項に規定する措置（同項に規定する通知を除く。）の前に認証評価の結果に係る大学からの意見の申立の機会を付与していること。
 - (4) 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人（・・・略・・・）であること。
 - (5) 次条第2項の規定により認証を取り消され、その取消の日から2年を経過しない法人でないこと。
 - (6) その他認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 3 前項に規定する基準を適用するに際しての必要な細目は、文部科学大臣が、これを定める。
- 4 認証評価機関は、認証評価を行ったときは、遅滞なく、その結果を大学に通知するとともに、文部科学大臣の定めるところにより、これを公表し、かつ、文部科学大臣に報告しなければならない。
- 5 認証評価機関は、大学評価基準、評価方法その他文部科学大臣の定める事項を変更しようとするとき、又は認証評価の業務の全部若しくは一部を休止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。
- 6 文部科学大臣は、認証評価機関の認証をしたとき、又は前項の規定による届出があったときは、その旨を官報で公示しなければならない。

□学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平16年省令第7号）

第1条（法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目）

学校教育法（以下「法」という。）第110条第3項に規定する細目のうち、同条第2項第1号に関するものは、次に掲げるものとする。

- (1) 大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則並びに大学（大学院を含み、短期大学を除く。）に係るものにあつては大学設置基準、・・・(略)・・・に、大学院に係るものにあつては大学院設置基準及び専門職大学院設置基準に、・・・(略)・・・、それぞれ適合していること。
- (2) 大学評価基準において、評価の対象となる大学における特色ある教育活動の進展に資する観点からする評価に係る項目が定められていること。
- (3) 大学評価基準を定め、又は変更するに当たっては、その過程の公正性及び透明性を確保するため、その案の公表その他の必要な措置を講じていること。
- (4) 評価方法に、大学が自ら行う点検及び評価の結果の分析、大学の教育研究活動等の状況についての実地調査が含まれていること。
- (5) 認証評価の結果において改善が必要とされる事項を指摘された大学の教育研究活動等の状況について、

当該大学の求めに応じ、再度評価を行うよう努めることとしていること。

3 第1項に定めるもののほか、法第109条第3項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第110条第3項に規定する細目のうち、同条第2項第1号に関するものは、次に掲げるものとする。

(1) 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。

イ 教員組織に関すること。

ロ 教職課程に関すること（教育課程連携協議会（・・・(略)・・・又は専門職大学院設置基準第6条の2に規定する教育課程連携協議会をいう。）に関することを含む）。

ハ 施設及び設備に関すること。

ニ 学修の成果に関すること（進路に関することを含む）。

ホ イからニまでに掲げるもののほか、教育研究活動に関すること。

(2) 評価方法に、当該・・・(略)・・・若しくは専門職大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの（次号において「関連職業団体関係者等」という。）及び高等学校、地方公共団体その他の関係者からの意見聴取が含まれていること。

(3) 大学評価基準を定め、又は変更するに当たっては、関連職業団体関係者等の意見聴取を行うこと。

第2条（評価体制）

法第110条第3項に規定する細目のうち、同条第2項第2号に関するものは、次に掲げるものとする。

(1) 大学の教員及びそれ以外の者であって大学の教育研究活動等に関し識見を有するものが認証評価の業務に従事していること。ただし、法第109条第3項の認証評価にあつては、これらの者のほか、当該・・・(略)・・・又は専門職大学院の課程に係る分野に関し実務の経験を有する者が認証評価の業務に従事していること。

(2) 大学の教員が、その所属する大学を対象とする認証評価の業務に従事しないよう必要な措置を講じていること。

(3) 認証評価の業務に従事する者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じていること。

(4) 大学評価基準、評価方法、認証評価の実施状況並びに組織及び運営の状況について自ら点検評価及び評価を行い、その結果を公表するものとしていること。

(6) 認証評価の業務に係る経理については、認証評価の業務以外の業務を行う場合にあつては、その業務に係る経理と区分して整理・・・(略)・・・していること。

第3条（評価の公平かつ適確な実施）

法第110条第3項に規定する細目のうち、同条第2項第6号に関するものは、次に掲げるものとする。

(1) 学校教育法施行規則第169条第1項第1号から第8号までに規定する事項を公表することとしていること。

(2) 大学から認証評価を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該認証評価を行うこととしていること。

(3) 大学の教育研究活動等の評価の実績があることその他により認証評価を公正かつ適確に実施することが見込まれること。

2 前項に定めるもののほか、法第109条第3項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認定の基準に係る法第110条第3項に規定する細目のうち、同条第2項第6号に関するものは、認証評価を行った後、当該認証評価の対象となった・・・(略)・・・又は専門職大学院を置く大学が次の認証評価を受ける前に、当該・・・(略)・・・又は専門職大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更があつたときは、変更に係る事項

について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めることとしていることとする。

○教職大学院に関するもの

基準領域 1 関連

□学校教育法第99条 専門職大学院

- 2 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。

□専門職大学院設置基準第26条 教職大学院

- 1 第2条第1項の専門職学位課程のうち、専ら幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別教育支援学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園(以下、「小学校等」という。)の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とするものであって、この章の規定に基づくものを置く専門職大学院は、当該課程に関し、教職大学院とする。

□令和元年9月9日学校教育法施行規則の一部改正 3 ポリシー関係

- 165条の2 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程(大学院にあっては、当該大学院、研究科又は専攻)ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針を定めるものとする。

(1) 卒業又は修了の認定に関する方針

(2) 教育課程の編成及び実施に関する方針

(3) 入学者の受入れに関する方針(令和2年4月1日施行)

- 2 前項第2号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第1号に掲げる方針との一貫性の確保に特に用いなければならない。

参考：学校教育法施行規則では、ディプロマ・ポリシーは「卒業又は修了の認定に関する方針」、カリキュラム・ポリシーは「教育課程の編成及び実施に関する方針」、アドミッション・ポリシーは、「入学者の受入れに関する方針」と表記されている。

基準領域 2 関連

□専門職大学院設置基準第26条 修学年限

- 2 教職大学院の課程の標準修業年限は、・・(略)・・2年とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、教育上の必要があると認められる場合は、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、1年以上2年未満の期間又は2年を超える期間とすることができる。
- 4 前項の場合において、1年以上2年未満とすることができるのは、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、かつ昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じない場合に限る。

□専門職大学院設置基準第27条 他の大学院における授業科目の履修等

- 1 教職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が教職大学院の定めるところにより他の大学院において

履修した授業科目について修得した単位を、当該教職大学院が修了要件として定める45単位以上の単位数の2分の1を超えない範囲で当該教職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院の教育課程を有する者として当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

□専門職大学院設置基準第28条 入学前の既修得単位の認定

- 1 教職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該教職大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該教職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなす。
- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該教職大学院において修得した単位外のものについては、第14条第2項の規定（専門職大学院の入学前の既修得単位等の認定）に関わらず、前条第1項・・・（略）・・・の規定により当該教職大学院において修得したものとみなす単位数及び次条第2項の規定（現職教員学生の実習単位免除）による免除する単位数と合わせて当該教職大学院が修了要件として定める45単位以上の単位数の2分の1を超えないものとする。

□専門職大学院設置基準第30条 教職大学院における在学期間の短縮

教職大学院における第16条の適用については、「専門職大学院」とあるのは「教職大学院」と、「第14条第1項」とあるのは「第28条第1項」と、「専門職学位課程」とあるのは「教職大学院の課程」と読み替えるものとする。

→読み替え後の専門職大学院設置基準第16条 在学期間の短縮

教職大学院は、第28条第1項の規定により当該教職大学院に入学する前に修得した単位数（学校教育法第102条第1項（大学院に入学することのできる者）の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該教職大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該教職大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その履修に要した期間その他を勘案して当該教職大学院の課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で当該教職大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該教職大学院に少なくとも1年以上在学するものとする。

基準領域3 関連

□専門職大学院設置基準第29条 教職大学院の課程の修了要件

- 1 教職大学院の課程に修了要件は、第15条の規定にかかわらず、教職大学院に2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、45単位以上（高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む。）を修得することとする。
- 2 教職大学院は教育上有益と認めるときは、当該教職大学院に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、10単位を超えない範囲で、前項に規定する実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。

□専門職大学院設置基準第31条 連携協力校

教職大学院は、第29条第1項に規定する実習その他当該教職大学院の教育上の目的を達成するために必要な連携協力を行う小学校等を適切に確保するものとする。

□専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平15年文部科学省告示第53号）

第8条（教職大学院の教育課程）

1 教職大学院は、専門職大学院設置基準第29条第1項に規定する実習により行われる授業科目（次項及び第3項において「実習により行われる授業科目」という。）に加え、次の各号に掲げる領域について授業科目を開設するものとする。

- (1) 教育課程の編成及び実施に関する領域
- (2) 教科等の実践的な指導方法に関する領域
- (3) 生徒指導及び教育相談に関する領域
- (4) 学級経営及び学校経営に関する領域
- (5) 学校教育と教員の在り方に関する領域

2 教職大学院は、前項各号のすべてにわたって授業科目を開設するとともに、実習により行われる授業科目、その他各教職大学院において開設する科目を含め、体系的に教育課程を編成するものとする。

3 教職大学院は、学生の授業科目の履修が第1項各号に掲げる領域の授業科目、実習により行われる授業科目又は前項に規定するその他各教職大学院において開設する科目のいずれかに過度に偏ることのないよう配慮するものとする。

□平19年高等教育局長通知（18文科高第680号） 第5 留意事項

6 教職大学院における授業は、講義のほか、グループ討議、実技指導・模擬授業、ワークショップ、フィールドワークなど、従来とは異なる新しい教育方法を中心に展開される必要があること。このため、設置基準第8条及び第9条により多彩なメディアを高度に利用する方法による授業を実施する場合は、教育課程の編成について、この趣旨を踏まえる必要があること。特に、すべての授業科目のすべての授業が通信により行われる課程は想定されていないこと。

□平27年1月教員養成企画室事務連絡 「教職大学院の教員組織編成等に関する留意事項について」

3. 教職大学院における教科教育の在り方

○教科領域の科目の内容について

教職大学院における教科領域の科目は、教職課程の編成や指導法を中心としたものとする事、実習科目と相互に関連しながらカリキュラム全体として理論と実践の往還を実現できるようなものとする事が求められている。

○ 「教科を扱っているかどうかの判断基準については、各大学の個別の事情があることを考慮し、カリキュラムの内容から個別に判断することとしている。その判断の目安としては、共通科目及び実習科目以外の科目の過半数を特定の教科領域の科目として選択できる場合、その教科を扱っていると見なすべきであると考える。

□平19年高等教育局長通知（18文科高第680号） 第5 留意事項 共通科目

5 教職大学院の教育課程について、全体として体系的に編成されるものとされていることから、5つの領域において共通的に開設される授業科目の単位数の合計は、一定程度（最低必要修得単位数全体から実習の最

低必要修得単位数を引いたもののうちの半数)以上となることが目安となること。

□平25年10月教員の資質能力向上に係る当面の改善方策の実施に向けた協力者会議

「大学段階の教員養成の改革と充実について」(2) 教職大学院の教育課程① 共通科目

○ 学部新卒学生と現職教員の両方に向けて引き続きすべての領域について授業科目を開設することを求め、総単位数は現行どおり20単位程度を目安とし、学生はすべての領域を必修とする。ただし、各領域を均等に履修させる現行の考え方は改め、コース等の特色に応じて履修科目や単位数を設定できるようにする。

□平30年3月教員養成企画室事務連絡 「教職大学院に係る要件等の今後の取扱いについて」

(1) 共通5領域の必修単位数の柔軟化

共通5領域の必修単位数については、とりわけ量的に拡充しつつある教職大学院においては質を確実に担保する必要があることから、「学校における実習」を除く単位数の半分以上を共通の必修科目に充てるといふ従来の考え方は維持しつつ、実際の多様化するニーズへの対応として、教科領域を教職大学院に導入する場合は、共通5領域のうち「教科等の実践的な指導方法に関する領域」と重複が生じるため、共通5領域の単位数は、引き続き5領域すべてを学ぶことを条件に、16～18単位とする弾力的な運用も可能とする。

□平19年高等教育局長通知(18文科高第680号) 第5 留意事項 実習科目

1 実習により修得する単位の免除に当たっては、学生の教職経験を適切に評価した上で、実習により習得させようとする内容との相関性等を踏まえ、免除の可否及び免除する単位数を適切に判断する必要があること。
2 連携協力校は、実習や現地調査等学校現場を重視した実践的な教育の場として重要であり、開設科目及びその教育内容等に対応して適切な学校種及び数である必要があること。連携協力校の確保に当たっては、教育委員会等学校設置者及び各学校等と十分調整を行った上で行う必要があること。なお、大学と学校設置者等との調整に当たっては、学生の進路選択を制約することのないよう留意すること。また、いわゆる教員養成目的大学・学部における教職大学院については、附属学校についても適切に活用する必要があること。

□平19年11月設置審 20年設置教職大学院の審査結果 留意事項 実習科目

3 審査における論点の一つが、学校等における実習の扱いであった。実践的な指導力の強化を図る観点から10単位以上の実習を修了要件とするとともに、学生の教職経験を考慮し、全部又は一部の実習を免除できる制度とされている。実習の免除を計画する案件の中には、教職経験と免除する実習との相関性、免除の基準・方法等が不明瞭なものが見受けられた。また、実習の全部を免除する計画については、実践力ある人材を育成する目的を達成できるかどうか疑問であるとする意見もあった。教職大学院における教育の質の担保に直接関わる事柄なので、各大学院において、実習を免除する場合の判定は厳正に行うとともに、実習の在り方を不断に検証していくことを望みたい。なお、現職教員学生が現任校で実習を行う場合、日常の勤務に埋没しない工夫・配慮が適切になされることも望みたい。

□専門職大学院設置基準第12条 履修科目の登録の上限

専門職大学院は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

基準領域6 関連

□専門職大学院設置基準第5条 教員組織

1 専門職大学院は、前条に規定する教員のうち次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・能力を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

□平15年文科省告示第53号 第1条 専攻ごとに置くものとする専任教員の数

1 専門職学位課程には、専攻ごとに、平11年文科省告示第175号（大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件）別表第1及び別表第2に定める修士課程を担当する研究指導員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第1及び第2に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第3に定める修士課程を担当する研究指導教員一人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員を置くものとする。

7 第1項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数、 $\cdot\cdot$ (略) $\cdot\cdot$ の半数以上は、原則として教授でなければならない。

□大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件（平11年文部省告示第175号）

別表第1 備考 教授の割合

2 研究指導教員の3分の2以上は、原則として教授でなければならない。

□平26年11月大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件（教科教育関連）改正
高等教育局長通知（26文科高第644号）

(一) 学校教育専攻において教科教育の分野を扱う場合は、現行告示の定める「学校教育」に必要な研究指導教員数（5名）に、教科教育の分野ごと（*特別支援教育、幼児教育も同様*）に1名ずつを加えた数を必要な研究指導教員数としたこと。また、研究指導補助教員については、研究指導教員数の2/3以上置くものとしたこと。（平成28年4月1日施行）

留意事項

(一) 本告示改正は、複数の教科教育の分野を一の専攻において行う場合に必要な教員数について定めるものであり、当該専攻の中に教科教育の分野ごとの専修やコースをおく場合であっても、必要な教員数は専攻単位で算出されること。

(二) 教職大学院において教科教育の分野を扱う場合の専任教員数については、学校教育専攻において教科教育の分野を扱う場合に必要な研究指導教員数として算出された数の1.5倍の数（端数切捨て）に、学校教育専攻において教科教育の分野を扱う場合に必要な研究指導補助教員数（研究指導教員数の2/3以上）を加えた数の専任教員を置く必要があること。

(三) 本告知改正は、他研究科や他大学の教員の活用等も含む柔軟な組織編成を可能とするため、教職大学院において複数の教科教育の分野を一の専攻において扱う場合に必要な教員数の最低基準を引き下げるものであり、専攻に置く教員数に関わらず、今後も教育の質の確保に努める必要があること。

□平27年1月教員養成企画室事務連絡 「教職大学院の教員組織編成等に関する留意事項について」

3. 教職大学院における教科教育の在り方

○必要専任教員数について

「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件（平11年文部科学省告示第175号）及び「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」により教職大学院に必要な専任教員の数が定めており、教職大学院で1教科を扱う場合は13名、10教科全てを扱う場合は32名の専任教員を置くものとしている。

教科を扱っているかどうかの判断基準については、各大学の個別の事情があることを考慮し、カリキュラムの内容から個別に判断することとしている。その判断の目安としては、共通科目、実習科目以外の科目単位数の過半数を特定の教科領域の科目として選択できる場合、その教科を扱っているとみなすべきと考える。

□専門職大学院設置基準第5条 実務家教員

4 第1項に規定する専任教員のうちには、文部科学大臣が別に定めるところにより、専攻分野における実務経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を含むものとする。

□平15年文科省告示第53号 第2条

1 前条第1項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数のおおむね3割以上は、専門分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する者とする。

5 教職大学院に対する第1項及び第2項の規定の適用については、これらの項中「おおむね3割」とあるのは「おおむね4割」と読み替えるものとする。

6 教職大学院においては、第1項に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員（実務家教員）は、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別教育支援学校及び「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の教員としての実務経験を有する者を中心として構成されるものとする。

【参考】必要専任教員数11人の場合の実務家教員数 $11 \times 0.4 = 4.4$ 端数切り上げ 5人以上

□平19年高等教育局長通知（18文科高第680号） 第5 留意事項

4 実務家教員について、その具体の割合に関しては、平18年省令第11号による改正後の大学院設置基準第8条第1項及び第2項から、開設科目等に対応し適正なものである必要があること。

具体的には、理論と実践を架橋する専門職大学院においてもその教育の展開上学術研究は重要であることから、極端に実務家教員に偏した教員組織となることのないよう一定程度以上のいわゆる研究者教員も配置させるなど、教員組織全体としてのバランスを確保すること。

□27年1月教員養成企画室事務連絡 「教職大学院の教員組織編成等に関する留意事項について」

1 教職大学院における実務家教員の取扱い

○実務家教員の構成について

実務家教員については、管理職経験者のみならず、管理職経験がなく大学の教員となった者（いわゆる「元実務家」の大学教員）や学校以外の職の経験者等多様な人材の活用に配慮することが重要である。また、定年退職者を採用するほか、定年前に退職した者、教育委員会等との交流人事など採用方法を工夫することも重要である。

○実務経験年数について

教職大学院の実務家教員に必要な実務経験の年数については、「今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）」（平18年7月、以下「18年答申」という。）によることとしており、おおむね20年程度

の教職経験が求められる。ただし、校長・教頭等の管理職、指導主事の経験がある場合、その年数を教諭等の経験よりも長く評価することから、大学教員としてふさわしい資質能力を有すると認められる場合、教職経験の年数の合計がおおむね20年に達しなくても実務家教員として認められるとしている。

また、いわゆる「元実務家」の大学教員等で十分な研究業績がある者を教職大学院の実務家教員として採用する場合、平15年告示第53号第2条第1項により、実務経験はおおむね5年以上でよいとしている。

なお、18年答申に示されているとおり「元実務家」を実務家教員として採用するためには、採用時点で、実務から離れてからの期間がおおむね5～10年以内であることとしている。

○高度な教育上の指導能力について

実務家教員は、修士課程の専任教員と同様に大学教員としての能力が求められるものであり、各大学の判断により、採用後も、例えば定期的な研究成果の提出を義務付けるなど、大学教員としての資質能力の向上に取り組むことが必要である。

□平30年3月教員養成企画室事務連絡 「教職大学院に係る要件等の今後の取扱いについて」

(3) 実務家教員採用の際の目安となる実務を離れた年数の緩和等

実務家教員として「元実務家」の大学教員等を採用する場合、従来は平18年7月中央教育審議会答申の参考資料に基づき、実務を離れてからおおむね5～10年以内であることを目安としていた。

このことについて、これまで厳格な運用を行ってきたが、学校現場での活動実績が直近の1年以内を含めて定常的であり、最新の教育事情を踏まえた高い実践力を持っていることを教育委員会等が作成する書類等において確認できる者、あるいは教育実践への有効性を視点としたピアレビューによって評価された業績を有する者等であれば、実務を離れて10年以上の者であっても、「おおむね5～10年以内」の目安の範囲内として扱うこととする。

なお、研究者教員をその活動実績等により実務家教員として扱うことについては、実務家教員の位置づけそのものに関わることから、実際のニーズや専門職大学院全体の観点からの妥協性等を踏まえつつ、国において引き続き検討することとする。

□平15年文科省告示53号第2条 みなし実務家教員

2 前項に規定するおおむね3割（*教職大学院は4割*）の専任教員の数に3分の2を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内にあつては、専任教員以外の者であっても、一年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者で足りるものとする。

□平27年1月教員養成企画室事務連絡 「教職大学院の教員組織編成等に関する留意事項について」

2 教職大学院における専任教員の取扱い

○専任教員の教職大学院の運営への参画について

「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」第2条第2項における、いわゆる「みなし実務家教員」の定めを踏まえ、教職大学院の専任教員は、学部専任教員を兼ねているか否かに関わらず、教職課程の編成その他教職大学院の組織運営について責任を負うことが求められる。

□平30年3月専門職大学院に関し必要な事項について定める件 一部改正（平30年告示第66号）

みなし専任教員の要件緩和

第2条第2項に定める者（みなし専任教員）の1年間の授業科目の担当単位数である「6単位（以上）」を

「4単位（以上）」とする。（平30年4月1日施行）

□平15年文科省告示第53号 第1条 （改正平30年文科省告示第66号）

2 専門職大学院設置基準第5条第3号に規定する博士課程を担当する教員以外の専任教員を兼ねることができる者の数については、大学院設置基準第9条第1項の規定により修士課程に置くものとする専任教員の数までとする。（平成30年4月1日施行）

□平30年3月教員養成企画室事務連絡 「教職大学院に係る要件等の今後の取扱いについて」

（4）いわゆるダブルカウントの延長や上限の見直し

専門職大学院設置基準附則第2項及び第3項により、教職大学院の専門教員は、専攻ごとに置くものとされる専任教員の3分の1を超えない範囲で学部、修士課程、博士課程（前期）の専任教員を兼務することを認める特例措置（いわゆるダブルカウント）が平成30年度まで認められている。

しかし、平成30年4月1日から専門職大学院設置基準第5条第2項及び関連する告示の改正により、専門職大学院の専任教員は、平成30年度から、大学院設置基準第9条第1項の規定により修士課程を置くものとする専任教員数（以下「修士課程に置くものとする専任教員数」という。）の範囲で、学部の専任教員を兼務することが認められることとなり、修士課程、博士課程（前期）若しくは他の専門職学位課程についても、設置後5年間は、同様の範囲で専任教員の兼務が認められることとなる。また、附則第2項及び第3項の改正により、教職大学院の専任教員が兼務できる範囲は以下のとおりである。

◆設置後6年以上経過している教職大学院

平成30年度は、学部との兼務を、修士課程に置くものとする専任教員数の範囲内で可とし、修士課程、博士課程（前期）との兼務を、3分の1を超えない範囲で可とする。

平成31年度以降は、学部との兼務を、修士課程に置くものとする専任教員数の範囲内で可とし、修士課程、博士課程（前期）との兼務を不可とする。

◆設置から5年を経過していない教職大学院

平成30年度から、学部、修士課程、博士課程（前期）との兼務を修士課程に置くものとする専任教員数の範囲内で可とする。

設置後6年目以降は、学部との兼務を、修士課程に置くものとする専任教員数の範囲内で可とし、修士課程、博士課程（前期）との兼務を不可とする。

□平30年3月高等教育局長通知（29文科高第1154号）

留意事項 専門職大学院の教員組織に関する改正

（一）各専門職大学院においては、当該専門職大学院の専任教員が他の課程との兼務する場合、教員の教育負担が過度にならないことや、各課程における教育の質の低下を招かないよう、今般の改正が行われることになった経緯を踏まえ、十分留意して適切に対応すること。また、博士後期課程の教員を兼ねることができる者の数は、従前と変わらずすべての専門職大学院の専任教員が兼ねることができること。

（二）大学設置基準第9条第1項の規定により修士課程に置くものとする専任教員の数を超えて配置される専任教員については、更なる教育の充実等を図る観点から、専門職学位課程の専任教員が他の研究科や専攻等について教育研究を行うこと、また、他の研究科や専攻等の専任教員が専門職大学院において教育を行うことは、教育上支障を生じない限りにおいて、従前どおり差し支えないこと。

（三）専門職大学院に置かれなければならない専任教員の数を超えて教員を置く場合、必要数を超える教員は、これまでと同様、学部の専任教員等を兼ねることができること。ただし、この場合であっても、これまで

と同様、専任教員の必要数に含まれるかを問わず、教育の質の確保に努める必要があること。

(五) いわゆる研究者教員のほか、平成15年告示第2条第1項に規定する実務家教員の双方が他の課程を兼ねることができる。

(六) 専門職大学院設置基準第5条第2項カッコ書きの措置に関しては、今後の専門職大学院の整備状況や社会情勢を踏まえ、将来的に本規定を削除する可能性があること。

(専門職学位課程を廃止し、又は収容定員を減じる場合にあっては、教育研究上の目的及び教育課程の編成に重要な変更がある場合に限る。)の部分。

□平30年3月教員養成企画室事務連絡 「教職大学院に係る要件等の今後の取扱いについて」

(2) 学部教育の単位数の上限撤廃

教職大学院の専任教員が担当する学部教育の単位数については、学部の専任教員を兼務している少数の教職大学院の専任教員への過度な負担を考慮して、平27年1月事務連絡において「教職大学院の専任教員(学部の専任教員を兼ねる者を含む。)が担当する学部教育の単位数を一人当たり年間4単位程度までとすることが適当である。」としてきた。

このことについて、修士課程から教職大学院への移行が進みつつあり教員数が増えたことにより、当初の懸念が薄れたことから、引き続き特定の教員に過度な負担がかからないよう留意した上で、学部と教職大学院との一貫性のある教育を促進する観点から、専任教員の兼務については、この4単位の上限を撤廃する。

基準領域7 関連

□平19年高等教育長通知(18文科高第680号) 第5 留意事項

7 施設設備については、専門職大学院設置基準第17条の規定により、その目的に照らし十分な教育効果をあげることができるものと認められるものであること。このため、例えば教科等の実践的な指導に関する教育を行う場合には、当該教科内容に照らし必要な施設・設備(例えば実験室や実験教材、楽器等)が確保・充実される必要があること。

また、新しい教育方法により展開される授業の実践に当たっては、収容定員に見合った十分な数の講義室・演習室等を確保するとともに、教育活動に支障のない十分なスペースを確保すること。さらに、教育課程、教員の研究内容に対応した図書・学術雑誌等を系統的に備えるとともに、教育活動に支障のない十分な冊数を整備すること。

基準領域9 関連

□大学院設置基準一部改正 SD

第42条の3 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けること、その他必要な取組を行うものとする。(平成29年4月1日施行)

□平28年3月高等教育局長通知(27文科高第1186号) SD

第2 留意事項

1 専門職大学院の扱いについて

専門職大学院については、専門職大学院設置基準第42条第1項の規定により大学設置基準に係る規定が適用され、大学院と同様の扱いとなること。

2 対象となる職員について

「職員」には、事務職員のほか、教授等の教員、学長等の執行部、技術職員等も含まれること。

3 「機会を設けること」について

(1) 今回の改正は、個々の職員全てに対して一律に研修の機会を設けることを義務付ける趣旨ではなく、SDの具体的な内容、形態等については、各大学等において、その特性や実態を踏まえ、各職員のキャリアパスも見据えつつ計画的・組織的に判断されるべきこと。

(2) SDの機会については、各大学等が自ら企画して設けるほか、関連団体等が実施する研修に職員が参加する機会を設けることなどが考えられること。

4 「その他必要な取組」について

SDを効果的・効率的に実施する観点から、各大学等において、その実情に応じ、例えば職員の研修の実施方針・計画を全学的に策定するなどの取組を行うことが期待されること。

基準領域10関連

□29年9月専門職大学院設置基準改正 教育課程連携協議会

第6条の2 専門職大学院は、産業界等との連携により、教職課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとする。

2 教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもって構成する。ただし、専攻分野の特性その他の当該専門職大学院における教育の特性により適当でないと認められる場合は、第3号に掲げる者を置かないことができる。

(1) 学長又は当該専門職大学院に置かれる研究科(学校教育法第100条ただし書きに規定する組織を含む。)の長(第4号及び次項において「学長等」という。)が指名する教員その他の職員

(2) 当該専門職大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの

(3) 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者

(4) 当該専門職大学院を奥大学の教員その他の職員以外の者であって学長等が必要と認めるもの

3 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長等に意見を述べるものとする。

(1) 産業界等との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項

(2) 産業界等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項 (平31年4月1日施行)

□平29年9月事務次官通知(29文科高第542号) 教育課程連携協議会

(2) 留意事項

(一) 教育課程連携協議会の設置形態については、一の専門職大学院に一の教育課程連携協議会を設ける形のほか、分野や専攻等の別により複数の教育連携協議会を設ける形が考えられること。なお、既にいわゆるアドバイザーボード等の組織を設けている専門職大学院においては、当該既存の組織を活用しつつ、設置基準に定める構成等の条件を整えることにより対応することとして差し支えないこと。また、設置基準上の教育課程連携協議会であることが学内規程等により明らかにされていればその名称は必ずしも「教育課程連携協議会」としなくとも差し支えないこと。

(二) 教育課程連携協議会の構成については、専門職大学院設置基準第6条の2第2項第1号から第3号まで(同項ただし書に規定する場合にあっては第6条の2第2項第1号及び第2号)の構成員をそれぞれ1名以上含むものとし、その構成員の過半数は、当該大学の教職員以外の者とすることを基本とすること。

- (三) 専門職大学院設置基準第6条の2第2項第2号の「当該専門職大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体」は、主として職能団体や事業者団体を想定したものであるが、専攻分野の特性により、当該職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による研究団体なども含み得ること。
- (四) 専門職大学院設置基準第6条の2第2項第3号に掲げる者を置かないことができる「当該専門職大学院における教育の特性により適当でないと認められる場合」としては、当該専門職大学院が専ら国際的に通用する高度で専門的な知識・能力を涵養することを目的としている場合が想定されること。
- (五) 教育課程連携協議会は、産業界等との連携による教育課程の編成・実施に関する基本的な事項やその実施状況の評価に関する事項を審議するものであり、教授会その他の審議機関との適切な役割分担により、教育研究機関としての自律性を確保しつつ、産業界等と連携した教育の推進に向け積極的な機能を果たすことが期待されるものであること。

□平29年3月教育公務員特例法一部改正 (教員育成) 協議会

第22条の5 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標の策定に関する協議並びに当該指標に基づく当該校長及び教員の資質の向上に関して必要な事項について協議を行うための協議会を組織するものとする。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (2) 公立の小学校等の校長及び教員の研修に協力する大学その他の当該校長及び教員の資質の向上に係する大学として文部科学省令で定める者

(平29年4月1日施行)

【参考】「文部科学省令で定める者」(29省令第10号) (ア) 又は (イ) のいずれかに該当する者

(ア) 公立の小学校等の校長及び教員の研修に協力する大学

(イ) 任命権者により公立の小学校等の校長及び教員として採用された者であって、当該大学を卒業した者の数が当該任命権者が定める数以上である大学

□平29年3月初等中等教育局長通知(28文科初第1803号) (教員育成) 協議会

第二 留意事項 (三) 協議会の設置について留意すべき事項について(1)

「・・・特に、各地域の教職大学院については、大学と教育委員会・学校との連携・協働の中核的拠点となり、学部段階も含めた大学全体の教員養成の抜本的な強化や、現職教員の研修への参画など地域への貢献の充実を図ることが求められていることに鑑み、密接な連携が図られることが望ましいこと。」